

若桜町の抱える人材不足の課題と 現状の取組について



令和6年12月17日(火)
鳥取県 若桜町長 上川元張

目次

若桜町の概要	……3
若桜町役場の体制	……4
地域の人手不足の状況	……5
地域の人手不足対策と課題	……7
個別行政分野における人手不足対策と課題	……8
国保／介護／保育／消費者行政／地方税／自治体DX／道路・水道／山林・農地	
総括	……16
参考資料	……17

若桜町の概要

○若桜町は鳥取県の東南端に位置し、東は兵庫県、南は岡山県、北は八頭郡八頭町、西は智頭町にそれぞれ接している。

町の総面積は199.18 km²で、その95%を森林が占めている。

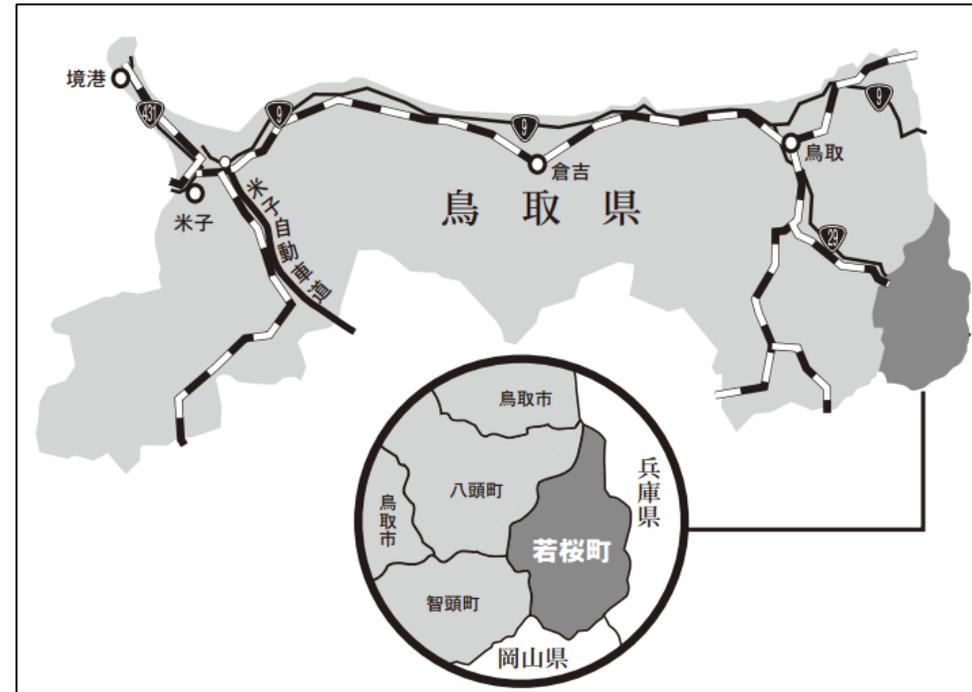
○若桜町まで車でアクセスする場合、京都から約3時間30分、大阪・岡山から約3時間、鳥取から約40分程度を要する。

○観光資源として、若桜鉄道(駅舎や橋梁など鉄道関連施設23件が国登録有形文化財)、カリヤ通り(国重要伝統的建造物群保存地区に選定)、鬼ヶ城跡(国史跡)、氷ノ山スキー場、不動院岩屋堂(国重要文化財)等がある。

○町の人口は2,705人(令和6年10月1日時点)で、高齢化率は50.4%(令和5年時点)。国立社会保障・人口問題研究所の試算では、2050年には1,092人まで減少すると推計。

○近年の出生数は、R2:6人→R3:2人→R4:14人→R5:8人で推移。町立の幼保連携型認定こども園であるわかさこども園には、現在44人が在園。

○町立若桜学園(小中一貫校)の令和6年度生徒児童数は106人。最も少ない学年は8人。



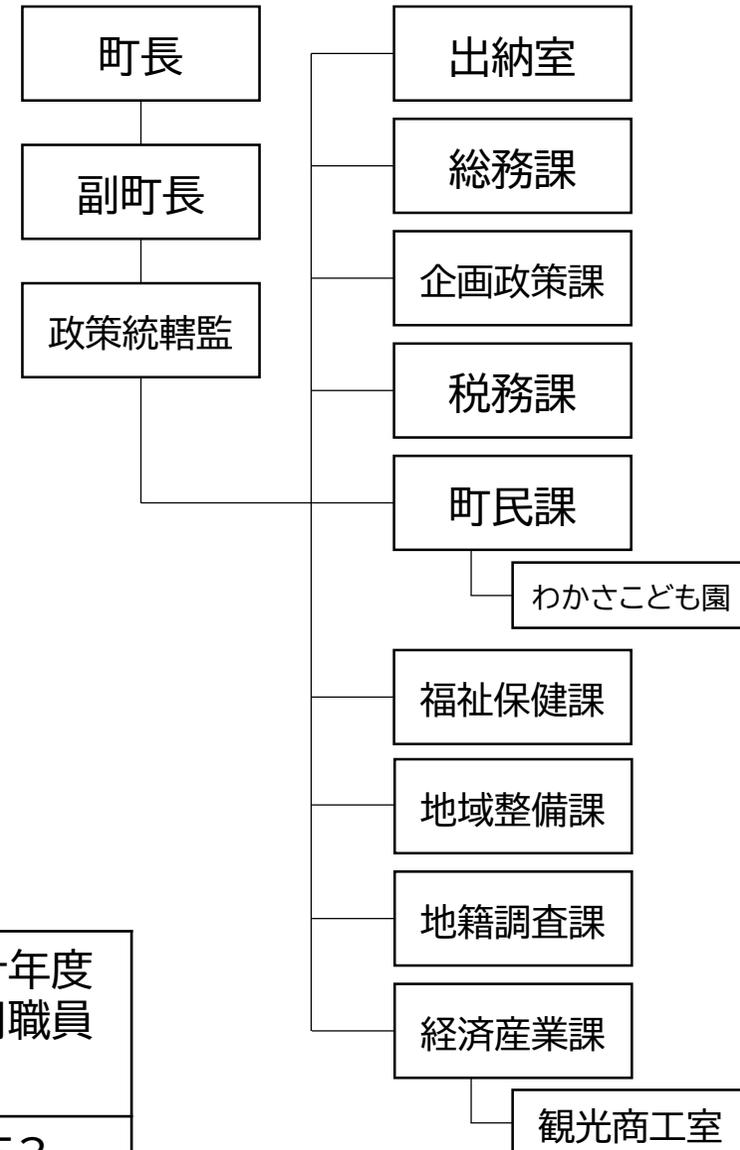
若桜町役場の体制

○令和6年12月1日現在の町長部局職員数は、123人。
内訳は、正規職員70人、会計年度任用職員53人。

○一部の技術系業務については、一般行政職の職員が
研修等を受講し、必要な知識・経験を身につけて対応
している。

○わかさこども園の体制は、保育教諭(園長・副園長を含
む。)9人、調理士1人、会計年度任用職員(保育)常勤3
人・非常勤2人、会計年度任用職員(調理)2人。

○近年では、一般職員の応募が少なく、優秀な人材獲得
のため記事広告を活用。土木技師、保育教諭、栄養士
等も募集しているが、応募がない状況が続いている。



正規職員	うち				会計年度 任用職員
	再任用職員	保育教諭	社会福祉士	保健師	
70	3	9	3	2	53

地域の人手不足の状況

<民間分野>

- 町内唯一のスーパーマーケットでは、ハローワーク等で求人募集をしても、通勤負担により応募が集まりづらい。町内唯一の理髪店も高齢化による廃業を懸念。
- 冬季のスキー場や宿泊施設でも従業員が不足しており、利用ニーズはあってもスキーリフトの稼働を増やすことができない状況。指定管理者が、Wワーク等の工夫により人材確保に取り組んでいる。
- 民間の介護施設において介護職員が不足しており、定員よりも少ない入所者しか受け入れることができず、施設の採算に影響している。
- 子育て世帯向け支援としてファミサポ事業を行っているが、登録者が少なく、子どもを預けたくても預けられない状況が続いている。
- 少子高齢化により、集落機能が低下。これまで集落単位で担ってきた、農地や農業用水路の管理、草刈り、地域のお祭り等の継続が困難になっており、耕作放棄地の増加や地域文化の途絶につながっている。
現在、災害復旧工事の補助や集落支援員の配置等を行っているが、町が個別の集落に対して介入・支援しなければならない場面が増えている。

地域の人手不足の状況

<公共分野>

- 行政において文化財に関する専門人材が不足しており、県から指導を受ける状況が続いている。
また、重要伝統的建造物の修理を請け負うことができる事業者(ヘリテージマネージャー)も県内で不足しており、文化財の保存・活用が進まない。
- 土木事業者の都市部への偏在が進み、公共工事を請け負う町内事業者が不足。町内建設業者4社のうち、後継者不足により近い将来の廃業が懸念される業者があり、除雪等への対応が難しくなるおそれ。
- 公共交通について、今後は町内デマンド便の役割が増していくことが考えられるが、委託業者の運転手が不足しており、今以上に運行本数を増やすことが困難。
- 民生委員、児童委員、投票立会人等の担い手不足、特定の者への偏り。
- 行政以外の地域主体として、第三セクター若桜鉄道、観光協会(任意団体)、若桜町商工会、JA鳥取いなば若桜支店等があるが、いずれも地域内の人材が不足。地域・観光の移動手段である若桜鉄道では、運転士不足で減便せざるを得ない状況。

地域の人手不足対策と課題

- 移住者向けに各種補助金・支援金を用意しているが、生計を立てられる仕事が町内に少ない。さらに、東京圏等から移住者や専門人材を呼び込むためには、地理的条件の不利(通勤時間、積雪等)を補う必要があり、町による支援には限界がある。
- 特定地域づくり事業協同組合や地域おこし協力隊を活用して、地域の人手不足を補っている。しかし、組合の社員や協力隊員の処遇を改善しようとすると、地元企業の社員の給与とのバランス上、地元側の理解が得られない。
- その他専門人材を獲得しようとしても、経常収支比率が悪化する中では、好待遇で迎えることが困難。
- さらに、以下のような行政課題が増大しており、対応が必要。特に、従来は民間が担っていた分野について、行政が介入・支援しなければならないものが増えている。
 - ・インフラ老朽化
 - ・異常気象による災害、防災対策
 - ・システム標準化、ガバメントクラウド対応
 - ・医師の偏在(特に小児科)
 - ・買い物難民対策
 - ・交通空白地対策
 - ・遊休施設の利活用(廃校舎、空き家等)
 - ・森林の境界明確化
 - ・鳥獣対策
 - ・耕作放棄地対策、農地維持管理

個別行政分野における人手不足対策と課題

【国保】

- 近年の新たな事務として、マイナ保険証対応。日々の連携作業が負担となっている。新規発行停止の段階ではトラブル等は見受けられなかったが、R7年8月の保険証一斉更新のタイミングでは混乱が予想される。
- 鳥取県国民健康保険団体連合会は、保険者(市町村)の負担軽減に協力的。連合会と連携できる事務については、今後詳細を議論。既に健康づくり事業等を連合会と連携して実施しているため、連合会が持つ医療費データ等を活用できる分野でさらなる連携が進むことを期待。
- 最も市町村の負担が少ない方式は、後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合のような都道府県化。
現在、保険料の県内統一に向け議論中だが、統一により保険料等の上昇が見込まれる市町村は、賦課権限は市町村の権限であることから難色を示すなど、全市町村の同意は困難な状況。将来的な市町村や住民の負担を考えると、都道府県化が望ましいのではないか。
- さらに、今後、被用者保険への加入が拡大すれば、国保の収入が低下し、人口規模が小さい若桜町では保険料の引き上げにつながることを危惧。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【介護】

- 地域の介護士やケアマネージャーが不足。
- 介護認定審査会を東部広域行政管理組合に設置。町では介護認定に必要な訪問調査、資料作りを行う。介護認定・更新の際の調査を利用して、個人の状況を定期的に確認し、ケアプラン等に反映できるため、調査の部分については、町で実施する必要がある。
- 町内には介護サービス事業所は少ないが、個人の希望に応じて町外のサービスを利用することが可能。一方で、介護保険料は住民票のある市町村において設定しており、介護サービスが実質的に広域化している実態とズレが生じている。
- 県内では、南部町、伯耆町、日吉津村の2町1村で広域連合を設置し、「南部箕蚊屋広域連合」を介護保険の保険者としている。今後、少子高齢化が進む中で、保険財源の安定化、保険料の平準化等を図るためには、広域連合方式を後押しするべきではないか。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【保育】

- 保育士不足。正規職員を募集しても応募がない。
- 0・1・2歳児の入園希望が増加傾向にあるが、職員数に余裕がないため配置基準を満たすことができなくなる。現在は保育士OB等の活用により、急な園児数の変動に対応。
- 町内に1園しかないため、職員異動がなく、職員のスキルアップ等が難しい。
- 町内には小児科がない。病児・病後児保育は広域連携により、鳥取市の病院・施設を利用した住民に、町から利用料の一部を助成。なお、病後児保育については、町でも実施しているが、看護師の確保に課題。
- 町独自の保育士確保策として、内定学生への奨励金(10万円)を創設。
- 県や県社協において、奨学金返還支援や潜在保育士のリスト化等の取組を行っている。
- 県単位での支援が手厚いため、町による上乘せ支援の余地が少なく、保育士人材が県内都市部に偏在している可能性。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【消費者行政】

- 消費生活相談業務は、東部4町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)共同で、県内のNPO法人に委託。電話相談は毎日可能、対面相談は毎週火曜日に若桜町内で可能。
- 相談件数はR5年度24件(県経由13件含む。)、R6年度8件。
- 相談員は資格が必要であり、将来的には全県で不足する可能性。委託できなくなった場合には、町による事業実施は困難。
- 消費生活相談は、消費者安全法において市町村事務とされており、県は市町村のフォローをするという位置づけ。しかしながら、県消費生活センターを経由して相談も多く、町でなければできない性質の事務ではない。県と町でそれぞれ相談体制を整備しており、**重複感**がある。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【地方税】

- 固定資産評価については、市町村が木造家屋評価、県が非木造家屋評価を担っている。しかし、昨年度の新築件数は若桜町内では1軒のみとなっており、近年は新築家屋が少なく、職員が経験を積む機会が乏しい。
- 東部4町では、年1回の研修を行い、1か所に集まって家屋評価を実地で経験している。
- 県と東部1市4町で「家屋評価職員の相互併任に関する協定書」を締結。東部県税事務所が事務局として参加団体間の職員派遣等について調整。若桜町においても、町では経験のない規模の木造家屋について、鳥取市の協力を得て、評価を実施。
- 税関連の条例改正事務が大きな負担。適切に改正するためには専門知識を要するが、習得に膨大な時間を要する。
- 各自治体の自立性を尊重しつつ、国の制度改革等により複数の市町村で同様の改正を行う場合には、改正案の作成や改正漏れのチェック等を共同で実施する、または県が必要に応じて指導することも検討するべきではないか。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【自治体DX】

- 役場の体制は、デジタルの知見を有する情報化専門員1名と、事務職員2名。情報化専門員は、既存システムや町内各家庭に設置しているIP電話の対応に追われており、事務職員は必要な知識を勉強して対応。
- R6年度から、県事業により市町村とDX複業人材のマッチングを実施。若桜町では複業人材1人とマッチングし、1、2か月に1回来町、普段はオンラインで連絡。新規事業について専門的知見から助言やサポートを受けており、担当部署の負担軽減にもつながっている。
- 県事業では負担金のみでの支出だが、今後、町で直接契約する場合には費用が高額になる。広域で契約すれば、報酬や旅費の負担が軽減されるため、近隣自治体との連携も検討。
- 町のデジタル調達全般について助言できる専門人材の獲得も検討しているが、既存システム等への深い理解が必要であるため、オファーをしても断られてしまう状況。
- システム移行・改修等に関する国庫補助は、人口規模に応じて支払われることがあるが、人口規模に関係なく生じる費用もあるため、実態に即した支援が必要。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【道路・水道】

- 現在、役場内には土木技師採用の職員はおらず、土木系の経験が長い職員を再任用している。一般行政職の職員が研修等を受講して業務に従事しているが、特に工事設計については、事業者による設計が適正かどうかを見極めることが困難。
- 民間事業者から専門人材の派遣を受ける場合、費用が1千万円超となるため、町では契約が難しい。
- 県の機関において、職員研修や町事業に関する技術的助言を行っているが、町職員を長期間に渡って派遣できる余力がないことや、助言を受けてやりとりをする時間的余裕がないことから活用が難しい。
- インフラ老朽化が進み、維持管理だけでなく更新や統合の時期を迎えており、従来の土木系部署の体制では対応しきれない状況。更新や統合は実質的に新規事業であり、従来の倍の人員が必要。
- 除雪作業については、県道と町道が連続する区域では、県又は町が一貫して担うなど、柔軟に連携している。

個別行政分野における人手不足対策と課題

【山林・農地】

- 若桜町の地籍調査進捗率は、県内最低の3.6%(令和4年度末時点)。特に山地が手つかずであり、境界不明山林が増加。高齢化が進み、災害リスクが高まる中では、早急に調査が必要。
- R5年度に地籍調査課を新設し、現在は6人体制。地籍調査には専門知識を要するため、近隣自治体で地籍調査業務の経験がある専門員2人を採用。今後も公募を検討。
- 従前は県から林業技師の派遣があったが、現在は途絶。町の一般行政職のみでは、業務がスムーズに進まないなど停滞感を感じている。
- 民間の林業事業者も人手が不足しているが、仕事のない冬季も雇用する体力がない。引き続き特定地域づくり事業協同組合への参画を促す。
- 財政の仕組み上、国や県の交付決定を受けてから、町事業を行うため、年度初めから事業開始できず、作業期間が短くなる傾向。
- 高齢化により集落営農を解散する集落も生じている。町が9割出資する(有)若桜農林振興が農地を引き受け、経営面積が増大しているが、オペレーターが不足。R6年度から地域おこし協力隊2人を採用。今後も公募予定。

総括

<現状の課題>

○行政の人材確保(一般職員、土木技師、保育士等)

⇒現状の取組として、記事広告の活用、こども園内定学生への奨励金、関係人口から行政職員への転換等

○地域を支える事業者の人材確保

公共交通	—	若桜鉄道、町営バス
ライフライン	—	唯一のスーパー
農地維持	—	(有)若桜農林振興
観光産業	—	町営スキー場

これまで民間が担ってきた領域にも
行政の支援が必要

⇒民間の自助努力に加えて、特定地域づくり事業協同組合、地域おこし協力隊、関係人口から地域の担い手への転換等

<向かうべき方向性>

○業務の省力化

広域化 →市町村から事務を都道府県に引上げ、市町村が共同して実施

事務の効率化 →都道府県と市町村の事務を整理・統合

自治体DX

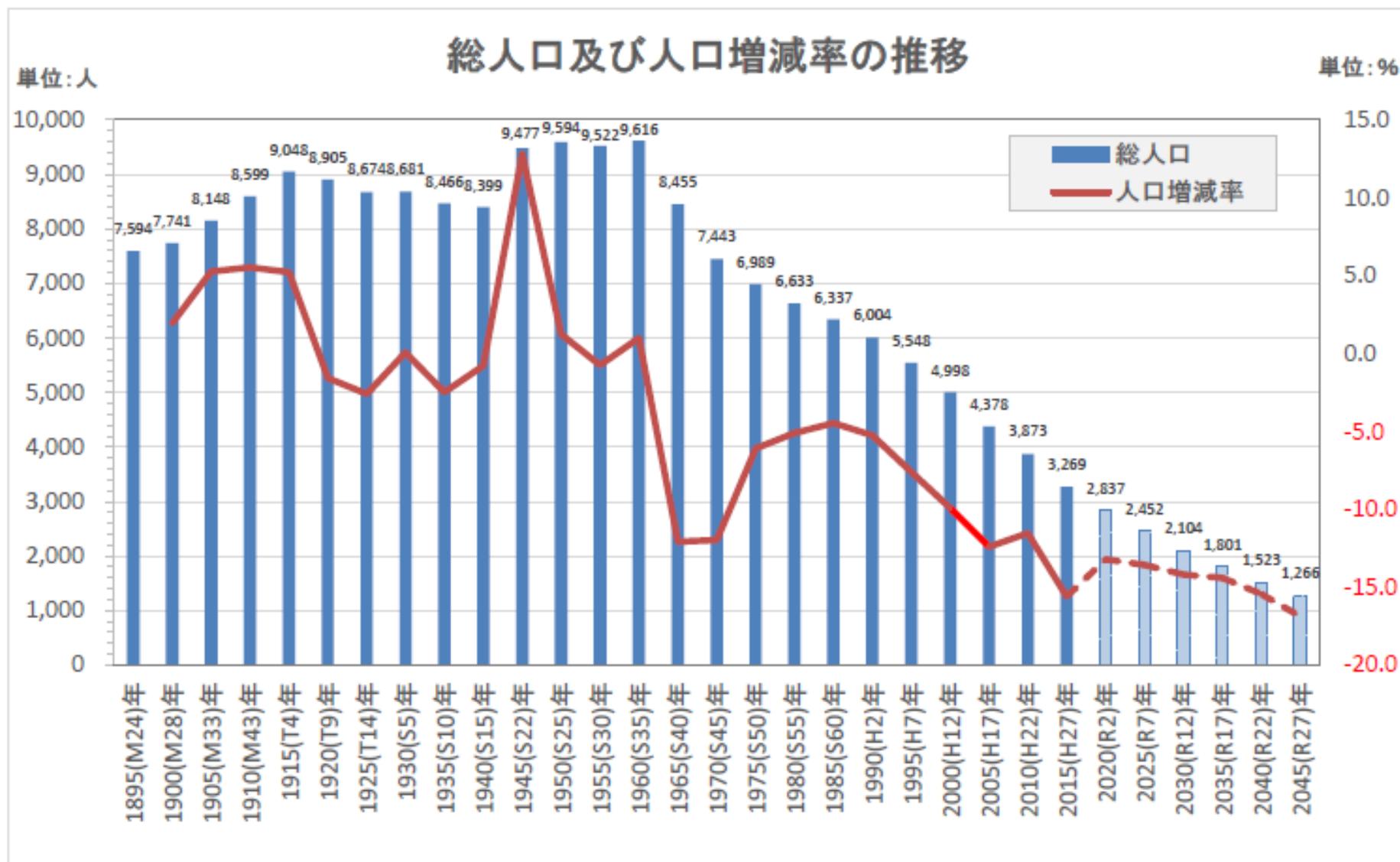
民間との協働

○必要な人材(特にDX人材や土木技師等の専門人材)を広域でシェア

⇒金銭的支援、ノウハウの移転だけでなく、**実人員確保**が重要

參考資料

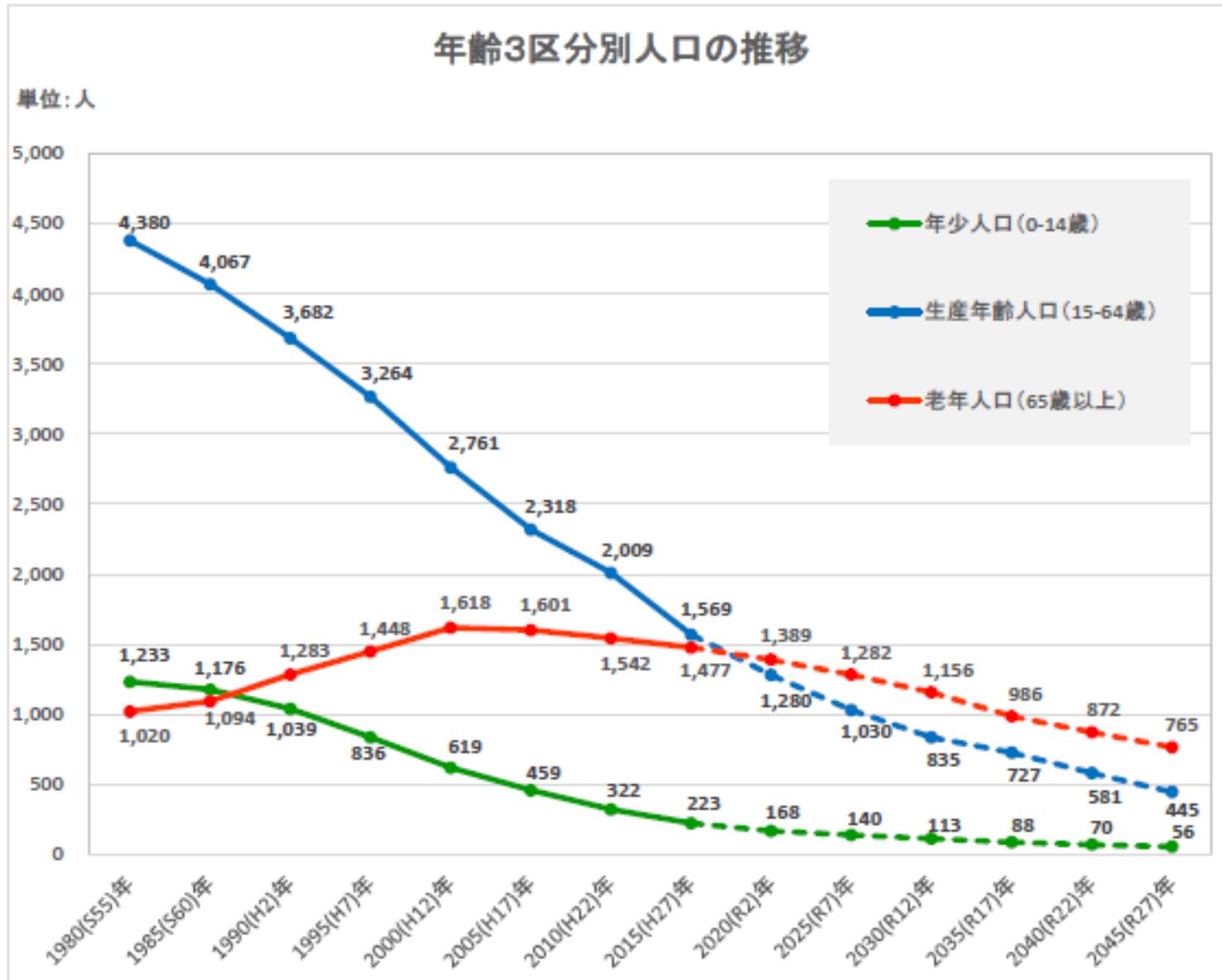
若桜町の人口推移



出典：1950（S25）年以前は町誌、1955（S30）年～2015（H27）年は国勢調査

2020（R2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）推計人口

若桜町の人口推移



出典:1950(S25)年以前は町誌、1955(S30)年～2015(H27)年は国勢調査
2020(R2)年以降は国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)推計人口

若桜町のインフラの状況

◆道路の状況

国道

(令和5年4月1日現在)

路線名	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	改良延長(m)	改良率(%)
29号	18,325	18,325	100.0	18,325	100.0
482号	13,365	13,365	100.0	12,202	91.3

県道

(令和5年4月1日現在)

路線名	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	改良延長(m)	改良率(%)
若桜湯村温泉線	12,130	12,045	99.3	10,857	89.5
若桜下三河線	5,299	5,299	100.0	4,999	94.3
若桜停車場線	985	985	100.0	985	100.0

町道

(令和5年4月1日現在)

実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率	未改良のうち、自動車交通不能
70,677 m	50,164 m	70.9%	44,614 m	63.1%	2,687 m

橋梁(町道)(令和5年4月1日現在)

数	延長
85	1,287 m

若桜町のインフラの状況

◆簡易水道及び飲料水供給施設

資料：水道統計（令和5年4月1日現在）

施設名	給水区域内 現在人口	計画一日 最大給水量	年間 有収水量	原水の 種別	竣工年月
若桜	1,664人	2,525 m ³	235,205 m ³	浅・表 5:5	昭和34年3月
吉川	138	86	15,347	深	32年5月
小船	79	63	8,222	浅	39年3月 (統合平成29年3月)
栃原	34	30	3,226	浅	29年8月 (統合平成29年3月)
中原	77	79	10,632	表	39年3月 (統合平成29年3月)
巻米	73	116	12,741	湧	32年8月
湖見・湯原・長砂・香田	104	50	9,174	浅	平成30年6月 (統合平成30年6月)
諸鹿	28	57	2,949	伏	昭和36年3月
岩屋堂	35	40	3,570	〃	44年3月
糸白見	98	90	7,432	〃	45年3月
落折	33	25	3,031	〃	48年11月
屋堂羅	98	50	8,673	浅	52年12月
須澄	51	25	5,422	〃	56年4月
赤松	103	164	7,189	深	平成10年4月
大野	58	54	4,429	浅	12年4月
大炊・岸野	67	64	2,895	深	19年4月
計	2,740	3,518	340,137		

(浅=浅井戸、表=表流水、伏=伏流水、湧=湧水、深=深井戸)

若桜町のインフラの状況

◆近年の主な災害 国庫補助分

(単位:千円)

年月日	種類	概況	被害総額
平成10. 10. 17~10. 18	台風10号豪雨	・農業用施設災害…41,177 ・林道施設災害…64,454 ・農地災害…8,639	114,270
12. 7. 24~ 7. 25	7月豪雨	・農地災害…2,264	2,264
12. 9. 10~ 9. 12	秋雨前線豪雨	・農地災害…3,547	3,547
12. 11. 1~11. 2	秋雨前線豪雨	・農業用施設災害…13,434	13,434
13. 7. 17~ 7. 18	秋雨前線豪雨	・農地災害…739	739
14. 7. 16	台風7号豪雨	・農地災害…820	820
15. 8. 25	8月25日豪雨	・農業用施設災害…867 ・農地災害…455	1,322
16. 8. 4	台風11号	・農地災害…4,238	4,238
16.10. 20~10. 21	台風23号	・農業用施設災害…8,506 ・林道施設災害…8,508 ・農地災害…958	17,972
17. 9. 6~ 9. 7	台風14号	・農業用施設災害…820 ・農地災害…788	1,608
18. 7. 15~ 7. 19	梅雨前線豪雨	・農業用施設災害…34,595 ・農地災害…1,166	35,761
19. 8. 22~ 8. 23	8月豪雨	・農業用施設災害…17,080 ・林道施設災害…27,481 ・農地災害…13,248	57,809
30. 7. 5~ 7. 7	梅雨前線豪雨	・公共土木施設災害…13,409 ・農業用施設災害…15,132 ・林業用施設災害…239,809 ・農地災害…28,070	296,420
令和 3. 6. 14~ 6. 16、 3. 7. 7~ 7. 8	6・7月豪雨	・農地災害…2,167 ・林業用施設災害…8,595 ・農業用施設災害…17,870	28,632
5. 8. 15~ 8. 16	台風7号	・公共土木施設災害…22,503 ・農地災害…15,793 ・林業用施設災害…7,228 ・農業用施設災害…3,319	48,843

鳥取県東部広域行政管理組合

【組合の概要】

鳥取県東部圏域の1市4町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)により組織された広域行政機構(特別地方公共団体)で、経済的、事務的効率の観点から各市町が単独で行うより広域的に処理することが適当と思われる事務を行う。

【主な共同処理事務】

- ・鳥取県東部地方拠点都市地域基本計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整に関する事務
- ・地域振興事業の実施に関する事務
- ・消防に関する事務(消防団に係る事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く)
- ・介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関する事務
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務
- ・休日急患歯科診療業務の運営に関する事務 等

【東部広域施設】

東部環境クリーンセンター、因幡浄苑、因幡霊場、コンポストセンターいなば、白兔グラウンドゴルフ場、リファーレンいなば、汚泥脱水施設、リンピアいなば

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

【中枢都市圏の概要】

鳥取県東部の1市4町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)と兵庫県北但西部の2町(香美町、新温泉町)が、それぞれの資源や特徴を生かしつつ、連携・協力し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行う。

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏における主な事業(取組)

ア 圏域全体の経済成長のけん引

地域商社活用事業

有望な地域資源を圏域外へ販路開拓・拡大することを目的とした商社事業を展開します。



農産物販路拡大支援事業

農産物の新たな販路の強化・拡大を行い、圏域農産物の販売促進を図ります。



地域連携DMO「麒麟のまち観光局」支援事業

「麒麟のまち観光局」が行う観光素材の開発・普及及び県内外への観光広報宣伝活動の実施を支援します。



若者の地元定着促進事業

圏域の高校生を対象にした圏域企業見学会を実施し、若者の地元定着を図ります。



イ 高次の都市機能の集積・強化

鳥取市夜間・休日急患診療所運営事業

夜間・休日の1次救急医療体制(内科・小児科)を確保するため、夜間・休日急患診療所の運営を行います。



ドクターカー導入検討事業

迅速に救急患者に対応するため、ドクターカーの導入を検討します。



ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

病児・病後児保育事業

各市町の病児・病後児保育施設を、圏域内での相互利用が可能となるよう広域化を図ります。



公共図書館の相互利用事業

圏域内に居住している人はだれでも、圏域内の各公共図書館で資料が借りられる相互利用を行います。



野生鳥獣被害防止事業

鳥獣被害防止対策連絡調整会議を開催するとともに、侵入防止柵購入等に対する支援を行います。



圏域防災力の向上事業

圏域内における防災情報連携により、圏域防災力の向上に取り組みます。



若桜鉄道利用促進事業

若桜鉄道の利便性向上や利用促進のため、観光列車の運行など、さまざまな取組を行います。



圏域移住促進事業

圏域への移住希望者に対してセミナーを開催するなど、移住人口増加を図るための取組を実施します。



麒麟のまち圏域での連携

◎一般社団法人 麒麟のまち観光局(地域連携DMO)

【目的】

鳥取県東部地域及び兵庫県北西部地域の観光客受け入れ環境整備及び国内外に対する広告宣伝並びに観光客誘致を行うとともに、当該地域の観光関係者及び住民の協働のもと、地域の稼ぐ力を引き出し、地域経済の活性化に寄与すること。

【事業内容】

地域の観光資源の掘り起こし・観光商品造成事業／旅行業法に基づく旅行業及び旅行関連事業／観光関連サービスの開発・販売に関する事業／地域の広告宣伝事業／マーケティング調査事業／観光関係人材育成事業／地域産品の開発・販売に関する事業

→若桜町では、ツアー造成や商品開発等について支援を受けている。

◎麒麟のまち地域食堂ネットワーク

【目的】

「こども食堂」を核とした、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資すること。

【事業内容】

情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ／寄付や提供食材等の共同管理／衛生管理に関する情報提供や講習会の開催／ボランティア等の人材確保の支援／全体事業の実施／立上げに関する支援／活動の情報発信

→若桜町では、地域食堂「池田食堂」においてフードバンクを利用している。